



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8

担当

TEL(03)3270-2701

FAX(03)3270-2720

緊急連絡 同上

改訂日 2018/01/29

SDS整理番号 16434250

製品等のコード : 1643-4250、1643-4260、1643-2130、1643-3150、1643-3180、1645-2380

製品等の名称 : 過マンガン酸カリウム

推奨用途 : 試薬 (酸化還元滴定用など)

参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
電子製品の製造、電子回路形成の処理剤、めっきの前処理剤、
臭気・有機物の除去剤、医薬品の製造原料、酸化剤、マンガ・鉄などの除去剤、
漂白剤、金属着色 など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

可燃性固体 : 区分外
自然発火性固体 : 区分外
自己発熱性化学品 : 区分外
水反応可燃性化学品 : 区分外

酸化性固体 : 区分2

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分4
皮膚腐食性・刺激性 : 区分1A
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1
生殖細胞変異原性 : 区分2
生殖毒性 : 区分2
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 区分1 (呼吸器)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 区分1 (呼吸器、神経系)

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分1
水生環境慢性有害性 : 区分1

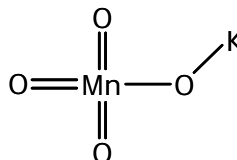
注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

火災助長のおそれ: 酸化性物質
飲み込むと有害 (経口)
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
呼吸器の障害
長期又は反復暴露による呼吸器、神経系の障害
水生生物に非常に強い毒性
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。



熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。

衣類、可燃物などから遠ざけること。

可燃物と混合を回避するために予防策をとること。

粉じん、ミスト、蒸気などを吸入しないこと。

取扱い後は、よく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

環境への放出を避けること。

【応急措置】

火災の場合には大量の水、水噴霧などで消火すること。

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。気分が悪い時は医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。

皮膚を流水、シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に

外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

漏出物を回収すること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	： 単一製品
化学名	： 過マンガン酸カリウム （別名）過マンガン酸カリウム(VII) （英名）Potassium permanganate (EC名称)、 Permanganic acid potassium salt、 Permanganic acid (HMnO4), potassium salt (1:1) （TSCA名称）
成分及び含有量	： 過マンガン酸カリウム 99.3%以上 マンガン(Mn)含有量 = $99.3 \times (54.938049/158.03) = 34.52\%$
化学式及び構造式	： KMnO ₄ 、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	： 158.03
官報公示整理番号	： (1)-446
化審法	： 公表化学物質（化審法番号を準用）
安衛法	： 7722-64-7
CAS No.	： 231-760-3
EC No.	： 231-760-3
危険有害成分	： 過マンガン酸カリウム ・労働安全衛生法 名称等を通知すべき有害物 550 名称等を表示すべき有害物 550 特定化学物質等障害予防規則 第二類物質 管理第二類物質 作業環境測定基準、作業環境評価基準 ・消防法 危険物第1類酸化性固体 過マンガン酸塩類 第1種酸化性固体 ・化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 1-412 (Mn：35%)

4. 応急措置

吸入した場合	： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	： 直ちに医師に連絡する。 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。 皮膚刺激が生じた時は医師の手当てを受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	： 直ちに医師に連絡する。 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水 で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、 洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。

- 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診察を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。直に牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 : 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 経口摂取 : 灼熱感、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、ショック/虚脱。
吸入 : 灼熱感、咳、咽頭痛、息切れ、息苦しさ。
肺水腫の症状は 2~3 時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。
- 皮膚 : 発赤、皮膚熱傷、痛み
眼 : 発赤、痛み

5. 火災時の処置

- 消火剤 : 不燃性だが、他の物質の燃焼を助長する。
小火災 : 水
大火災 : 大量の水
- 使ってはならない消火剤 : 二酸化炭素、粉末、泡は無効。
特有の危険有害性 : 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。火災によって刺激性、又は毒性のガスを発生するおそれがある。容器が火災に包まれた場合は爆発のおそれがある。
- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 空気呼吸器、化学用保護衣を着用し、風上から消火作業を行う。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。風上から作業し、粉じん、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。環境への排出を避けること。
- 回収、中和 : こぼれた物質を密閉式容器内に掃き入れる。湿らせてもよい場合は、粉塵を避けるために湿らせてから掃き入れる。残留分を注意深く集め、安全な場所に移す。おがくず他可燃性吸収物質に吸収させてはならない(乾燥すると、発火するおそれがあるため)。回収しきれず、少量残った場合は、大量の水で洗い流す。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。散水を行う。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。可燃物(木、紙、油等)は漏洩物から隔離する。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。粉じんの発生、堆積を防止する。
- 局所排気装置・全体換気 : 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
- 安全取扱い注意事項 : 火気衝撃注意。可燃物接触注意。すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。可燃物や酸化されやすい物質との混触を避ける。周辺での高温物の使用を禁止する。眼、皮膚に付けない。粉じん、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。接触、吸入又は飲み込まない。衣類にかかった場合、服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗う。汚染された衣服は(火災の危険があるため)、多量の水ですすぎ洗いする。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

接触回避	: 取扱い後はよく手を洗う。
保管	: 湿気、水、高温体との接触を避ける。
技術的対策	: 保管場所は延焼のおそれのない外壁、柱、床を不燃材料で作る。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
混触危険物質	: 可燃性物質、還元性物質、金属粉末、強酸
保管条件	: 可燃物及び指定された禁忌物質から離して保管する。 熱から離して保管する。 燃焼性物質から離して保管する。 火源の近くに保管しない。 必要に応じ施錠して保管する。
容器包装材料	: ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど。

<参考> 室温での容器包装材料の耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム× クロロプレンゴム(ネオプレン) ニトリルゴム× ブチルゴム
天然ゴム× シリコンゴム - フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) - テフロン
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン - アルミニウム 銅
軟質塩ビ 硬質塩ビ ポリスチレン - ABS ポリエチレン ポリプロピレン
ナイロン× アセタール樹脂 - アクリル樹脂 - ポリカーボネート ガラス

8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 0.2mg/m ³ (Mnとして)
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	日本産衛学会(2017年版) 0.2mg/m ³ (Mnとして) ACGIH(2017年版) TLV-TWA 0.2mg/m ³ (Mnとして)
設備対策	: この物質を貯蔵しないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 高熱取扱いで、工程で粉じん、ヒュームが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具(防塵マスク)を着用する。
手の保護具	: 保護手袋(塩ビ製、ネオプレン製など)を着用する。
眼の保護具	: 眼の保護具(ゴーグル型保護眼鏡)を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて顔面用の保護具、長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 作業衣を家に持ち帰ってはならない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9.物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 紫黒色の結晶。金属光沢あり。
臭い	: 無臭
pH	: データなし
融点	: 240 (融点以下で分解)
沸点	: データなし
引火点	: データなし
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: ほとんどない(20)。20ではほとんど気化しない。
蒸気密度(空気=1)	: データなし
密度	: 2.703 g/cm ³ (20)
溶解度	: 水に可溶(6.4g/100 mL、20) (32.3 g/100mL、75)、アセトン、メタノールに可溶。
オクタノール/水分係数	: データなし
自然発火温度	: データなし
分解温度	: 融点以下の240で分解。
粘度	: データなし
GHS分類	
可燃性固体	: 不燃性(1CSC,2004)との記述から、区分外とした。
自然発火性固体	: 不燃性(1CSC,2004)との記述から、区分外とした。
自己発熱性化学品	: 不燃性(1CSC,2004)との記述から、区分外とした。
水反応可燃性化学品	: 水に対して安定(水溶解度6.4g/100mL(20)、1CSC(2004))との記述から、区分外とした。

酸化性固体 : 酸素含む無機化合物であり、ICSC(2004)では強力な酸化剤として
いるが、データがなく分類できない。
国連危険物輸送動告がクラス・区分5.1、容器：等級II(国連番号
1490)であることから、区分2とした。
火災助長のおそれ：酸化性物質(区分2)

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱条件において安定である。
240 で分解して酸素を放出し、マンガン酸カリ、二酸化マンガンになる。
アルコールによって分解する。

危険有害反応可能性 : 加熱すると分解して、有毒な気体と刺激性のフュームを生じる。
強力な酸化剤で、可燃性物質や還元性物質と反応して、火災および爆発
の危険をもたらす。
金属粉末と激しく反応し、火災の危険をもたらす。
過酸化水素と接触すると過酸化水素が爆発的に分解する。
塩酸と反応して塩素を発生する。
濃硫酸と作用すると爆発する。

避けるべき条件 : 熱、日光、衝撃、摩擦

混触危険物質 : 可燃性物質、還元性物質、金属粉末、強酸
(例) 過塩素酸アンモニウム、硝酸アンモニウム、赤燐、硫黄、
アルミニウム末、マグネシウム末、過酸化水素、濃硫酸、塩酸

危険有害な分解生成物 : 二酸化マンガン、酸素

11. 有害性情報

急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 750 mg/kg (EHC, 17 (1981)) に基づき、
区分4とした。
飲み込むと有害(経口)(区分4)
経皮 データがないため、分類できない。
吸入(気体) GHSの定義における固体であるため、ガスでの吸入は想定
できず、分類対象外とした。
吸入(蒸気) データがないため、分類できない。
吸入(粉塵、ミスト) データがないため、分類できない。

皮膚腐食性・刺激性 : CICAD 12 (1999) のヒト疫学事例に、「小児が本物質174 mg/kg を誤飲
したところ、口腔、食道、胃に腐食性がみられた」とあり、ICSC
(2003) のヒトの疫学事例には「Redness. Skin burns. Pain. (発赤、
皮膚火傷、痛み)」とあることから、皮膚腐食性を有すると考えられ、
区分1Aとした。
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分1A)

眼に対する重篤な損傷/刺激性 : IUCLID (2000) のヒト疫学事例に「highly corrosive (強い
腐食性)」とあり、ICSC (2003) のヒト疫学事例に「Redness. Pain.
Severe deep burns. (発赤、痛み、重度の火傷)」とあることから、
眼刺激性を有すると考えられ、皮膚腐食性が区分1A-1Cであるため、
区分1とした。
重篤な眼の損傷(区分1)

呼吸器感受性又は皮膚感受性 : 呼吸器感受性：データがないため、分類できない。
皮膚感受性：データがないため、分類できない。

生殖細胞変異原性 : CICAD 12 (1999) の記述から、経世代変異原性試験なし、生殖細胞
in vivo変異原性試験なし、体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、
染色体異常試験)で陽性、生殖細胞in vivo遺伝毒性試験なし、である
ことから、区分2とした。
遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)

発がん性 : データがないため、分類できない。

生殖毒性 : EHC 17(1981)の記述から、親動物の一般毒性の記載はないが、精子形成
や胎児に影響がみられていることにより、区分2とした。
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い(区分2)

特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) : 「マンガン粉塵(特にMnO2とM3nO4)の急激な暴露は肺の
炎症反応生じさせ時間の経過とともに肺機能障害を誘導する。
肺への毒性は気管支炎等の感染性を上昇させ、結果としてマンガン肺炎
を発症させる」(CICAD 12 (1999))との記載があることから、標的臓器
は呼吸器と考えられる。
以上より、分類は区分1(呼吸器)とした。
呼吸器の障害(区分1)

特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) : ヒトについては、「肺炎との診断例の増加」(EHC 17
(1981))、「虚弱と思考力の減退、パーキンソン病様の症状が約9ヵ月後
に出現」(CICAD 12 (1999))等の記述、実験動物については、「条件反
射の変化」(EHC 17 (1981))との記述があることから、呼吸器、神経系
が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分1に
相当するガイドス値の範囲でみられた。
以上より、分類は区分1(呼吸器、神経系)とした。
長期又は反復暴露による呼吸器、神経系の障害(区分1)

吸引性呼吸器有害性 : データがないため、分類できない。

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性 甲殻類 : オオミジンコ 48時間EC50=0.084mg/L (CERIハザードデータ集、2002) (過マンガン酸カリウム (濃度換算値: 0.242mg/L) から、区分1とした。
水生生物に非常に強い毒性 (区分1)
- 水生環境慢性有害性 : 急性毒性が区分1、生物蓄積性が低いものの (BCF<81 (既存化学物質安全性点検データ))、金属化合物であり水中での挙動が不明であるため、区分1とした。
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性 (区分1)
- オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。
都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
(参考) 還元分解法
本品廃液にチオ硫酸ナトリウムの水溶液を攪拌しながら少量ずつ加え還元した後、炭酸ナトリウムでpHを10~11に調整し、沈殿物を生成させる。この沈殿物をろ過分取して、埋立て処分する。
- 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 140

国際規則

- 国連番号 : 1490
国連品名 : 過マンガン酸カリウム
国連分類 : クラス 5.1 (酸化性物質類・酸化性物質)
容器等級 : II
海洋汚染物質 : Yes (該当)

国内規制

陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

- 国連番号 : 1490
品名 : 過マンガン酸カリウム
クラス : 5.1 (酸化性物質類・酸化性物質)
副次危険 : -
容器等級 : II
海洋汚染物質 : 該当
少量危険物許容量 : 1kg

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

- 国連番号 : 1490
品名 : 過マンガン酸カリウム
クラス : 5.1
副次危険 : -
容器等級 : II
少量輸送許容量 : 2.5kg

特別の安全対策

- 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、

もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのない
ように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物
(政令番号 第550号「マンガン及びその無機化合物」、
対象重量%は 0.1)
名称等を表示すべき危険物及び有害物
(政令番号 第550号「無機マンガン化合物」、
対象重量%は 1)
(別表第9)
特定化学物質等 第二類物質 管理第二類物質
「マンガン及びその化合物」
(特定化学物質等障害予防規則)
作業環境測定基準、作業環境評価基準「マンガン及びその化合物」
危険物・酸化性の物(施行令別表第1第3号)
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当
- 消防法 : 危険物第1類酸化性固体、過マンガン酸塩類(第1種酸化性固体)、
指定数量50kg、危険等級
- 化学物質排出把握管理促進法(PRTR) :
・種別 「第1種指定化学物質」
・政令番号 「1-412」
・政令名称 「マンガン及びその化合物」
- 船舶安全法 : 酸化性物質類・酸化性物質
- 航空法 : 酸化性物質類・酸化性物質
- 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質/優先取組(中環審第9次答申の225)
「マンガン及びその化合物」
- 水質汚濁防止法 : 生活環境項目(施行令第三条第一項)
「溶解性マンガン含有量」
指定物質(施行令第三条の三)
「マンガン及びその化合物」
- 麻薬及び向精神薬取締法 : 特定麻薬向精神薬原料
・業とする場合
10%を超える過マンガン酸カリウムを輸出(輸入)する場合、
地方厚生(支)局長に業の届出が必要。
地方厚生(支)局長にその都度の届出が必要。
・業としない場合
55kgを超える過マンガン酸カリウムを輸出(輸入)する場合、
地方厚生(支)局長にその都度の届出が必要。
ただし、55kgを超えても10%以下の過マンガン酸カリウムを
輸出(輸入)する場合、その都度の届出は不要。
55kg以下のものを輸出(輸入)する場合、その都度の届出
は不要。
- 輸出貿易管理令 : 別表第2 No. 21-3 輸出承認品目
「麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定
する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又向精神薬の原材料
となる化学物質として経済産業省令で定めるもの」
「過マンガン酸カリウムを10%を超えて含有する物」
少額特例なし(契約額が30万円以下の場合でも輸出承認が必要)。
別表第1のNo. 16 キャッチオール規制 第28類 無機化学品
HSコード(輸出統計品目番号、2018年1月1日版): 2841.61-000
「過マンガン酸カリウム」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

- 参考文献 :
- | | |
|----------------------------|---------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社 |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社(2007) |
| 化学物質の危険・有害便覧 | 中央労働災害防止協会編 |
| 化学大辞典 | 共同出版 |
| 安衛法化学物質 | 化学工業日報社 |
| 産業中毒便覧(増補版) | 医歯薬出版 |
| 化学物質安全性データブック | オーム社 |
| 公毒と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) | 三共出版 |
| 化学物質の危険・有害性便覧 | 労働省安全衛生部監修 |

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。